

社団法人 新潟県臨床検査技師会 上越支部規約

(名 称)

第1条 定款第5条により社団法人新潟県臨床検査技師会上越支部と称し、事務所を上越支部内に置く。

(構 成)

第2条 支部の構成は、社団法人新潟県臨床検査技師会組織運営規程第2条別表1に定める支部内に居住並びに勤務する臨床検査技師をもって構成する。

(目 的)

第3条 社団法人新潟県臨床検査技師会定款（以下定款）第3条による他、相互の融和を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この支部は、前条の目的達成のため定款第4条による他、次の事業を行う。

- 1) 会員福祉の増進及び融和に関する計画
- 2) その他目的達成に必要な事業

(運 営)

第5条 支部の運営は、会費及び寄付金等をもって当てる。

2. 会費は年額1000円とし前納する。但し、納入した会費は返還しない。
3. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(役 員)

第6条 支部に次の役員を置き、総会において選出し任期は2年とする。

2. 支部長1名、副支部長1名、理事若干名、会計監事2名。
3. 前項の役員並びに県役員は、別に定める選考規程により選出する。
4. 支部長、副支部長は、理事の互選とする。
5. 理事及び会計監事は相互に兼任することは出来ない。

(顧問・名誉会員)

第7条 顧問並びに名誉会員を置くことが出来る。

2. 顧問並びに名誉会員は、学識経験者及び本会の功績者の中から推薦し理事会の承認を得て支部長が委嘱する。
3. 顧問並びに名誉会員は、規約に定める支部の会費は免除する。

(会 議)

第8条 会議は、総会並びに理事会とし、総会は年1回開催し、理事会は支部長が必要に応じて開催する。

第9条 総会は会員の過半数（委任状を含む）を持って成立する。

2. 会議の決議事項は、出席者の過半数の同意により決定する。

(規約の変更)

第10条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することは出来ない。

付 則

1. この規約は、平成2年10月1日より施行する。
2. この規約は、平成19年3月17日より一部改正。